大阪府内訪問看護事業所 代表者・管理者 各位

令和6年度 大阪府訪問看護推進事業 説明会

令和6年6月5日(水)

①12:15~13:00 / ②16:15~17:00

ぜひ説明会にご参加ください!!

申請が難しいと思っていませんか

申込方法:当協会ホームページ <u>https://daihoukan.or.jp/</u>

または、右記の二次元コードを読み取りお申込みください。



【近年の要件緩和事項】

| 間接補助の種類 | 緩和の内容 |
|------------------------|--|
| 新任訪問看護職員育成事業 | 訪問看護ステーション勤務経験が、4月1日時点で1年以内の採用者に要件拡大 (補助期間は 4月1日から翌年1月31日まで) |
| 相互連携事業 | 条件付きで3回目の利用が可能 |
| 訪問看護ステーション 規模拡大推進事業 | 訪問看護連携システム導入支援、事務職員等雇用支援について、単年度ごとの申請が可能です。 例)過去に「訪問看護連携システム導入支援」を申請し、 令和6年度に「事務職員等雇用支援」を申請が可能 |
| 事務職員等の雇用支援 | 令和6年1月以降の事務職員雇用も対象とする (但し、最大補助期間は勤務開始から10ヶ月かつ4月以降の賃金となります) |
| システム導入支援事業 | 令和6年2月から3月にシステム導入した場合も対象とする。 (但し、最大補助期間はシステム導入から10ヶ月かつ4月以降の経費となります) |
| 特定行為研修等 代替職員確保事業 | 2021年度から代替職員の条件が大幅に緩和されました。 |

お問合せ

大阪市中央区谷町6丁目4-8新空堀ビル205 大阪府訪問看護ステーション協会 TEL 06-6767-3800 / FAX 06-6767-380 (daihoukan.or.jp)